

電源地域の企業立地支援制度

電源地域の振興を図ることを目的に、企業に対する優遇制度があります。

○電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金

市内（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町の区域内）に工場、事業所などを新設または増設した場合、生産または営業用の施設（建物・建物附属設備・構築物）または設備（機械装置・備品）などが補助対象になります。

主な要件

- 企業（申請者）が所有する生産または営業用の施設または設備であること
- 新設または増設にともない、雇用者（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加することなど

募集時期

上期（3月ごろ）、下期（8月ごろ）の年2回
 なお、上期は今年（平成18年）4月1日から9月30日までに整備を着手し、平成19年3月上旬までに完了するものが対象となります。

○原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

平成17年10月1日以降、市内に工場、事業所などを新設または増設し、電力会社との新規契約・変更契約などを行った場合、支払った電気料金が対象となります。

主な要件

- 新設にともない、電気の供給が開始していること
- 増設にともない、契約電力が継続して増加していること
- 新設または増設にともない、雇用者（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加することなど

募集時期

上期（4月ごろ）、下期（9月ごろ）の年2回
 なお、上期は昨年10月1日から今年3月31日まで、下期は今年4月1日から9月30日までの電気料金の支払い分が対象となります。

申請・問い合わせ先
 企業立地推進課 ☎21-2021

財団法人電源地域振興センター ☎03-5562-9711

管財課からのお知らせ

建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請

平成18年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加しようとする事業者の方々の次のとおり受け付けします。

すでに登録済みの方も、平成18年3月31日で有効期限が切れま

申込資格

平成18・19年度石巻市建設工事競争入札参加資格申請要領または平成18・19年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請要領に定める方。

物品購入・役務提供の入札参加資格申請（補充登録）

平成18年度、市が発注する物品購入や役務提供の競争入札に参加しようとする事業者の方々の次のとおり受け付けします。

すでに登録済みの方は、有効期限が平成19年3月31日までとなつていますので、今回申請する必要はありません。

申込資格

平成18年度石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格申請要領に定める方。

小規模契約希望者登録申請（補充登録）

平成18年度、市が発注する小規模契約（履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの）を希望する事業者の方々の次のとおり受け付けします。

すでに登録済みの方は、有効期限が平成19年3月31日までとなつていますので、今回申請する必要はありません。

申込資格

平成18年度石巻市小規模契約希望者登録申請要領に定める方。

受付期間

平成18年2月1日（水）～2月14日（火）

申込方法

郵送のみとします（配達記録郵便としてください）。持参による受け付けはしません。2月14日必着です。

※各申請要領および各申請書類は、市のホームページ（<http://www.city.ishinomaki.miyagi.jp/soumu/kanzai/kanzaihdex.html>）からダウンロードできます。

また、市の設計図書閲覧室（市役所本庁舎北側駐輪場並）および各総合支所でも配付します。

各申請書類郵送先

〒9868501

石巻市日和が丘一丁目1番1号

石巻市総務部管財課契約グループ

管財課 ☎23-6611
 ☎23-6612 いずれも直通

ごみ集積所に出された資源物は市の所有物です。
 ごみ集積所からの無断持ち去りは絶対にやめてください。

●対象資源物 古紙（新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙パック）、あき缶、あきびんなど

ごみ集積所に出された資源物の持ち去りが多発しているため、市では条例を改正し、平成18年1月1日から、ごみ集積所に出された資源物については、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の者が資源物を持ち去ることを禁止することとしました。

今後、パトロールを強化し、警察署の協力を得ながら、資源物の持ち去りに対し、強い姿勢で臨むこととしていますので、市民の皆さんにおきまして、持ち去りの現場を発見した場合、持ち去り車両のナンバーなどをご連絡いただくなどのご協力をお願いします。

連絡先 廃棄物処理課 ☎96-6814 環境対策課 ☎95-1111(内線510)

確定申告される方へ

～納めた国民年金保険料の全額が、
所得から控除されます！～

国民年金の保険料は、所得税や住民税を計算する際に、全額が社会保険料控除の対象として、所得金額から差し引かれます。

控除を受けられるのは、平成17年1月から平成17年12月までの1年間に納めた保険料です。この中には配偶者や家族のために納めた保険料も含まれます。また、「国民年金基金」に加入されている方についても、掛金の全額が控除対象になります。

確定申告をされるときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を申告書に添付して手続きを行ってください。

☎ 石巻社会保険事務所 ☎22-5115
国保年金課（内線256・257）

「国民年金保険料の免除」は 所得によって決められます

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な人のために、申請することによって保険料が免除される制度があります。

国民年金保険料の免除は前年の所得で審査されます。免除を申請するときは、所得の確認が必要になりますので、収入の有無にかかわらず税の申告をしておきましょう。

☎ 国保年金課（内線256・257）

市立保育所臨時保育士募集



希望される方は下記まで履歴書に保育士資格証の写しを添えて郵送してください。（持参していただいても結構です）

○勤務条件

- 1 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
（土曜日は8時30分～12時30分）
※早出および日直あり。
- 2 賃 金 日額6,690円（土曜日3,340円）
※交通費など手当支給なし。
- 3 期 間 1カ月～6カ月の不定期
※場合により更新あり。
- 4 勤務地 石巻市内（旧1市6町）の公立保育所

送付された履歴書は、おおむね1年間登録し、必要の都度電話で連絡します。

登録制をとっていますが、臨時保育士としての採用をお約束するものではありませんので、ご了承願います。

☎・☎ 石巻市社会福祉事務所
子ども家庭課保育所グループ
〒986-0822 石巻市中央一丁目13-18
☎95-1111（内線425）

❖ 平成18年度奨学生募集 ❖

市では、石巻市出身の優秀な学生で経済的理由により修学困難な方々に学資を貸与し、有能な人材を育成するため、奨学生の制度を実施しています。

1 応募資格

- 石巻市内に2年以上居住する方
- 学業優秀、品行方正および身体健全であり、経済的理由により修学困難な方
- 他制度の奨学生となる予定のない方

2 募集人員

- 高校生（高等専門学校1年～3年生を含む）
 - 専修学校生（修学期限が2年以上の課程に限る）
 - 大学生（短大生、高等専門学校4年～5年生を含む）
- 合計 100名

3 貸与額および貸与時期 4月、9月の年2回貸与（半年分一括貸与）

- 高校生15,000円以内/月（年額180,000円以内）
- 専修学校生（高等課程）15,000円以内/月（年額180,000円以内）
- 専修学校生（専門課程）35,000円以内/月（年額420,000円以内）
- 大学生35,000円以内/月（年額420,000円以内）

4 申請手続き

市内各中学校、管内高校、市教育委員会（各事務所含む）から願書を受け取り、2月6日（月）から3月24日（金）まで教育委員会学校教育課または各事務所に提出してください。詳しくはお問い合わせください。

☎ 教育委員会学校教育課 第4分庁舎（旧友心館）2階 ☎95-1111（内線601）
河北事務所 ☎62-3511 河南事務所 ☎72-3561 桃生事務所 ☎76-4535
北上事務所 ☎67-2712 雄勝事務所 ☎57-3681 牡鹿事務所 ☎45-2246

